

高等教育政策に対する 私大連の見解

日本私立大学連盟 常務理事
法政大学総長
田中優子

これからの社会の前提

人口減少

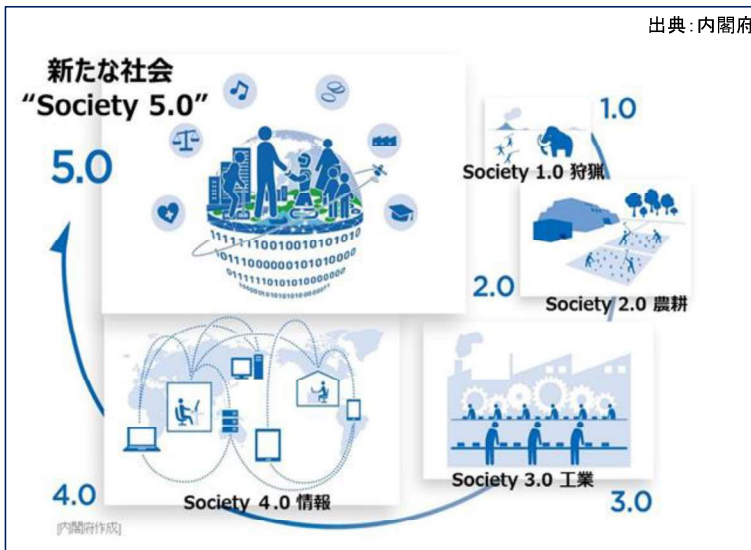
国による将来推計では、人口総数は、合計特殊出生率の回復が見通せないために、今後も減少を続け、2040年代の後半には1億人を、2050年代半ばには9,000万人を切るとされる。

財政の悪化

- ・国の債務残高は、2015年末で834兆円、対GDP比で151%であり、先進工業国の中でも最も債務の多い国となっている
- ・社会保障費(医療費、年金費等)の増加が、財政を圧迫
- ・経済格差が教育格差を生んでいる

→経常費補助金は減少し続けている
授業料及び入学金の減免、給付型奨学金の支給は本当に持続可能か？

Society 5.0: これからの社会



狩猟社会 (Society 1.0)
農耕社会 (Society 2.0)
工業社会 (Society 3.0)
情報社会 (Society 4.0)

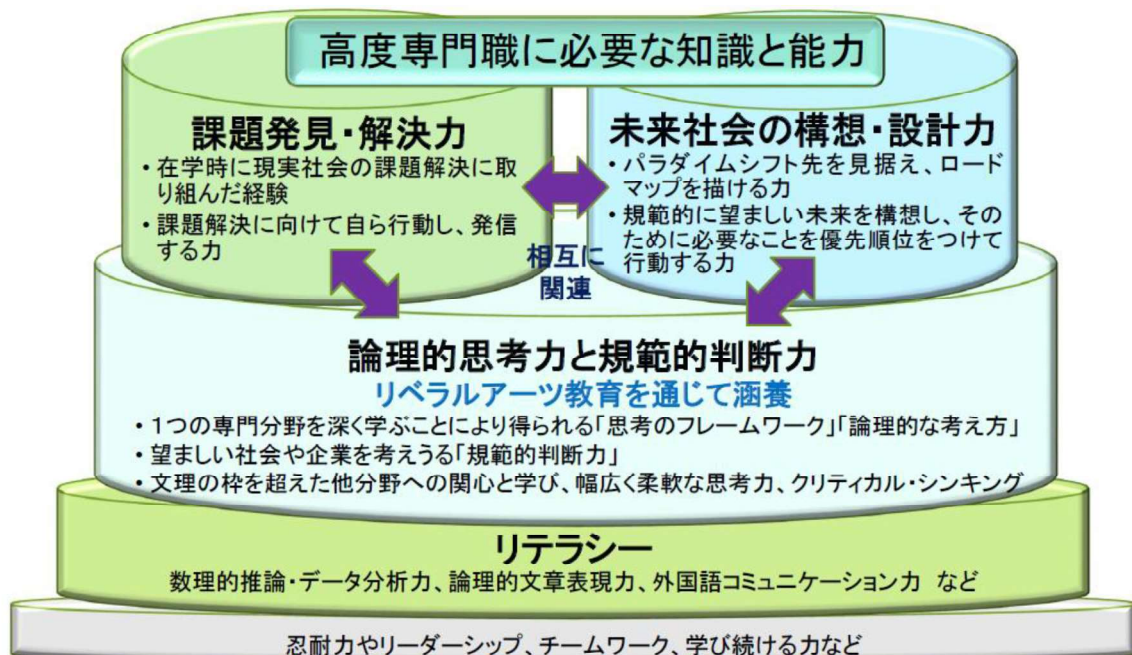
に続く新たな社会
(Society 5.0)

Society 5.0とは

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を融合させたシステムによって動く社会。

経団連『採用と大学教育の未来に関する産学協議会』 (Society5.0人材育成分働会)が考える 「Society5.0時代に求められる人材と大学教育」

論理的思考力と規範的判断力をベースに社会システムを構想する力を備えた人材



私大連『未来を先導する私立大学の将来像』が考える 「大学が育成すべき能力」

- 人間としてのあり方を常に問う主体的で洞察力に富んだ思考力
- AIによる代替が不可能な分野で新たな職能を深めることのできる柔軟性
- 今日と未来の変化を理解し適切かつ主体的に判断する能力
- 流動化に備えて、地域(世界)を熟知し、日本及び地域が持っている資源を活用しその独自性を表現する能力

○大学教育の基本は、直ちに役立つ実際的な技能を訓練することに限らない

○教育方法を持つ点にあり、以上の4つの能力は企業社会や産業が変化し続けるなかでも延ばすことが可能な、変化と流動化に対応した能力である

私大連『未来を先導する私立大学の将来像』 が考える大学教育の役割

AIによる代替が不可能な「人間にしかできない質の高い仕事」

- ・人と人とのコミュニケーション
- ・最先端技術の開発
- ・文化・芸術
- ・ホスピタリティ 等を要素とする仕事



新たな職業が生まれる可能性があり
職能を深めることのできる新たな能力が必要

この新たな能力を拓くことがこれからの大学の役割

「高等教育政策に対する私大連の見解」 を取りまとめた経緯

- 1、昨今の高等教育政策の一連の流れを見ると、一貫性に欠け、相互の整合性を欠くものになっている。
- 2、一律の基準や強制力を伴った施策によって大学のあり方を直接規定していこうとする姿勢が、私立大学の自主的な再編や改革の可能性を制約し、多様な教育研究を画一化し弱体化していく恐れがある。
- 3、これからの人材育成に及ぼす影響への懸念。

1、(整合性を欠く)事例

東京23区に存立する大学に対する、「立法措置」による定員増の禁止。

→改革が困難に

私立大学に対しては、データ・サイエンスなど新たな教育を取り込んだ教育改革、大学のグローバル化、リカレント教育の普及など、多くの「改革」が必要であることを文科省も認識。しかしこの立法措置があるために、学部や学科の設置、改組が困難になっている。

2、(自主性への懸念)事例

「高等教育の無償化」における、実務家
教員や外部理事の割合による支援対象
校の要件→多様な教育研究を画一化

- ・私立学校法第1条「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高める」に反しないか？
- ・独立した認証評価機関のピアレビューをおこなっているのだが、国も別の基準をもって直接に適格認定を行うのか？

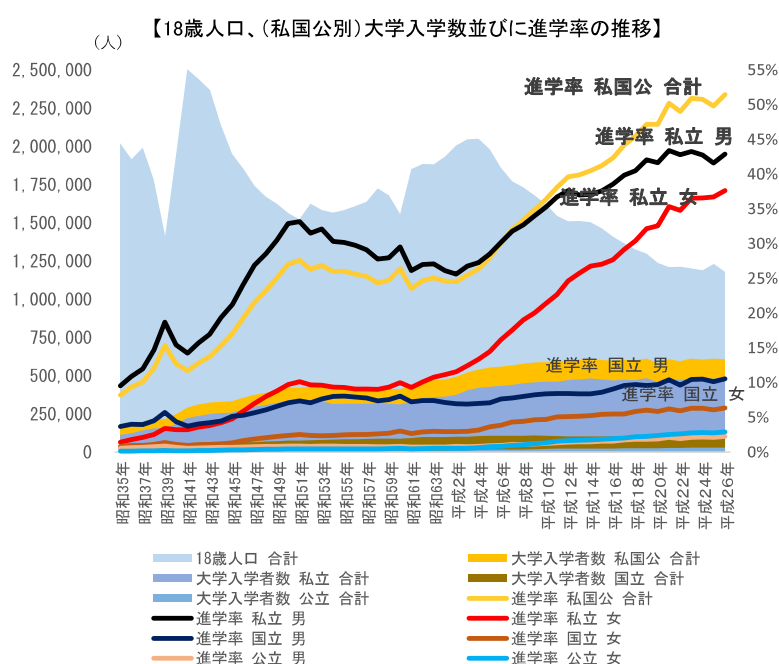
私立大学の役割と多様性の保持

▶私立大学の教育研究の多様性によって複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人ひとりの労働生産性を大幅に引き上げることが求められる

▶幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある

私立大学は、多くの国民に対して教育機会を保障し、大学進学率を支えてきた。「分厚い中間層の形成」は私立大学の振興なくしては実現し得ない

出典：“18歳人口”は「高等教育統計データ集【第三版】(広島大学高等教育研究開発センター)」の「進学該当年齢人口(全国、男女別)」、「大学入学者数」は学校基本調査に基づき私大連事務局にて作成。



大学教育のあるべき姿に近づくには

【今後、大学が育成すべき能力】

- ① 人間としてのあり方を常に問う主体的で洞察力に富んだ思考力
- ② AIによる代替不可能な分野で職能を深めることのできる柔軟性
- ③ 今日と未来の変化を理解し、適切かつ主体的に判断する能力
- ④ 地域を熟知し、日本及び地域が持っている資源を活用し、独自性を表現する能力

【私立大学】

- ▶建学の精神に基づいた多様な教育研究、日本や地域の特色や資源を活用した独自性のある教育研究を推進しなければならない
- ▶多様で個性的な取組によって大学改革を推進し、多様性と特色を活かしたカリキュラムを編成することによって、その独自性を先鋭化させていく必要がある

【国】

- ▶教育の画一化を招きかねないような類型的な枠組み等の施策を導入するのではなく、それぞれの大学の独自性を活かす方向でサポートすべきである

11

3、(人材育成への懸念)事例

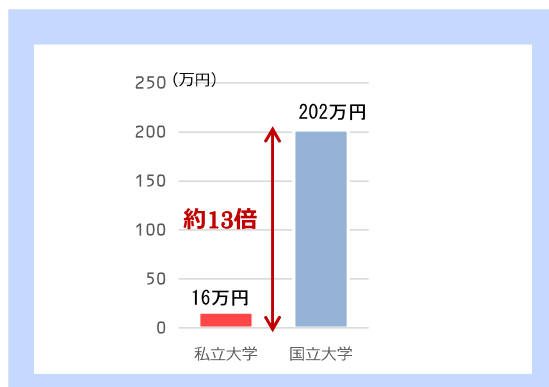
74%の大学生が私立大生だが、公財政支出や学生納付金の国私間格差が大きい。

「高等教育の無償化」→この格差を是正しないまま実施すれば、国立大学生は無償であるのに対し、低所得者層の私立大学生に年間50万円から450万円の授業料負担を強いることとなり、国私間格差がさらに拡大する。

国立・私立大学の機能・役割と公財政支出のあり方

【学生一人あたりの公財政支出の格差】

▶学生一人あたりの公財政支出における国私間の13倍の格差は、納税者間の不平等を生じさせている。教育費負担を軽減して経済格差と教育格差との負の連鎖を断つことが喫緊の課題



【私立大学と国立大学の授業料の格差】

▶国立大学の授業料を現実適格的なものとするとともに、私学助成を増額し国私間の授業料の平準化を図る
▶そして、学生個人の能力や経済状況に応じた個人補助型の修学支援を充実させる体制へと転換すべき



私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために

1、いかなる学生を育てるか为目标として定め、その目的に沿ったカリキュラムや教員を構成することは、各私立大学がその特性を発揮する要である。

それぞれの規模と立地と学部構成に応じて、私立大学はその特性を伸ばしてきた。

したがって、国は、私立大学を人材育成の種類によって外から分類するのではなく、各大学が自ら選択した特性と目標に沿って尽力しているかどうかを判断する仕組みを高等教育政策として提案すべきである。

私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために

2. これからは多様な能力の組み合わせによる社会の進展が必須であり、高等教育の無償化は、多様な個々の学生に対する支援であってこそ、未来に意味を持つこととなる。

まずは、国立大学生と私立大学生との間の異常に大きな公財政支出の格差と学生納付金の格差是正を検討すべきであり、授業料減免や給付型奨学金への配分は、大学の設置形態にかかわらず、個人を支援する「個人補助」として、しっかり位置づけるべきである。

私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために

3. 東京23区に設置する私立大学が、新たな分野の教育研究を発展するために「スクラップ&ビルド」を進めることは、全国の大学にその先進的な改革を示す上でも極めて重要である。

思い切った再編と改革が可能となるよう、東京23区の定員規制について柔軟な対応をすべきである。また、第三者機関の設置により、収容定員の増加を伴う学部・学科の新増設の必要性と合理性を判断した上でこれを認める、などの特例措置を設けるべきである。

私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために

4. 私立大学のガバナンスは、公平性、透明性、公正さ、改革のスピードが重要であることは論じるまでもない。しかしながら、各大学それぞれの歴史に基づいた方法があり、それを無視して型にはめることは、かえって混乱をもたらすことになる。

ガバナンス・コードの導入を行ったとしても、Comply (遵守)だけでなく、Explain (説明)によって柔軟に公平性、透明性、公正さを実現できるような仕組みにしておくべきである。

高等教育政策が、私立大学の改革を適切に支援する

私立大学は、改革を継続することができる

- 1、各大学が自ら選択した特性と目標に沿って尽力しているかどうかを判断する
- 2、奨学金は個人を支援する「個人補助」として位置づける
- 3、再編と改革が可能となるよう、東京23区の定員規制について柔軟な対応をする。
- 4、ガバナンス・コードの導入は、柔軟に公平性、透明性、公正さを実現できるように。

高等教育政策に対する私大連の見解

平成30年9月
一般社団法人日本私立大学連盟

私立大学はこれまでも、自由な発想に基づく多様な教育研究のダイナミズムによって、わが国の発展に貢献してきた。その活動の礎は、私立学校法第1条が「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と明記し、私立大学の「特性」と「自主性」の尊重とともに、国による規制の制限を法的に保障しているところにある。

このたびの「高等教育の無償化」は、少子化と格差が広がるわが国において、人々の能力と社会の質を向上させる極めて重要な政策であり、この意義ある取組は、今後、教育本来の目的を最大限に活かす形で着実に進めていく必要がある。

そのような中、他方で、私立大学の「特性」と「自主性」を損なうことになりかねない高等教育政策が相次ぎ提示されている。例えば、高等教育の無償化の意義は大きいものの、国私間における公財政支出や学生納付金の格差を是正しないままに、これを実施すれば、低所得者について、国立大学生は無償であるのに対し、私立大学生には年間50万円から450万円の授業料負担を強いることとなり、国私間格差がさらに拡大することになりかねない。また、実務家教員や外部理事の割合による支援対象校の要件は、当該政策の本来の目的に関わりない基準の導入であり、自主・自律性に基づく私学の理念を深刻に脅かすものにしてはならない。

国公私を問わずすべての大学は、教育研究の質を向上させるために自主的な努力を重ねると同時に、アカデミアで構成される独立した認証評価機関のピアレビューによって評価を受け、これを大学運営改善の指針としている。とりわけ私立大学においては、自主性を重んじつつ公共性を高めるという私立学校法の精神を遵守しつつ、自主的に学問研究と教育の質を向上させるべく、客観的な認証評価制度を維持・発展させてきたのであり、国が別の基準をもって直接に適格認定を行うことが、この誇るべき伝統を根底から覆しかねないことを強く懸念する。

さらに、先般、学問の自由や教育を受ける権利に対する重大な制約となり得る「東京23区における定員抑制」が立法措置をもって決定された。また、教育改革として「人材育成の3つの観点（世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材）」により、大学の持つ各機能を集約し、特色を明確化することが提起され、教育改革や組織運営の指標として、産業界との連携を強化するために、実務家教員や外部理事の登用などが要請されている。

このような高等教育政策は、私立大学の自主的な改革の進展を軽視し、明確な長期的ビジョンがないまま、経済政策に引きずられる形で断片的に策定されており、その結果、相互の整合性を欠くものになっていると言わざるを得ない。また、これまでは補助金の配分基準等を通じた間接的な政策誘導を中心としていたものが、より強制的な色彩を強めつつあり、場合によっては立法措置をもって私立大学の教育研究活動のあり方を直接に規律するという

事態に至っている。このように、一律の基準や強制力を伴った施策によって大学のあり方を直接規定していこうとする姿勢が、私立大学の建学の精神に基づく自主的な再編や改革の可能性を制約し、多様な教育研究を画一化し弱体化していくものと危惧される。

そこで、私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために、文部科学省に対し、以下について早急な対応を求めたい。

1. いかなる学生を育てるかを目標として定め、その目的に沿ったカリキュラムや教員を構成することは、各私立大学がその特性を發揮する要である。それぞれの規模と立地と学部構成に応じて、私立大学はその特性を伸ばしてきた。したがって、国は、私立大学を人材育成の種類によって外から分類するのではなく、各大学が自ら選択した特性と目標に沿って尽力しているかどうかを判断する仕組みを高等教育政策として提案すべきである。
2. これからは多様な能力の組み合わせによる社会の進展が必須であり、高等教育の無償化は、多様な個々の学生に対する支援であってこそ、未来に意味を持つこととなる。まずは、国立大学生と私立大学生との間の異常に大きな公財政支出の格差と学生納付金の格差是正を検討すべきであり、授業料減免や給付型奨学金への配分は、大学の設置形態にかかわらず、個人を支援する「個人補助」として、しっかり位置づけるべきである。
3. 東京 23 区に設置する私立大学が、新たな分野の教育研究を發展するために「スクラップ&ビルド」を進めることは、全国の大学にその先進的な改革を示す上でも極めて重要である。思い切った再編と改革が可能となるよう、東京 23 区の定員規制について柔軟な対応をすべきである。また、第三者機関の設置により、収容定員の増加を伴う学部・学科の新増設の必要性和合理性を判断した上でこれを認める、などの特例措置を設けるべきである。
4. 私立大学のガバナンスは、公平性、透明性、公正さ、改革のスピードが重要であることは論じるまでもない。しかしながら、各大学それぞれの歴史に基づいた方法があり、それを無視して型にはめることは、かえって混乱をもたらすことになる。ガバナンス・コードの導入を行ったとしても、Comply（遵守）だけでなく、Explain（説明）によって柔軟に公平性、透明性、公正さを実現できるような仕組みにしておくべきである。